

“知恵”と“絆”で地域を興す



商工
YUZAWA
KOMACHI

ゆざわ小町

2023.4
第55号

<https://yuzawakomati.com>

発行所
ゆざわ小町商工会

本所	〒012-0105	湯沢市川連町字平城下23-2	TEL 42-2163	FAX 42-4843
雄勝支所	〒019-0204	湯沢市横堀字小田中5-2	TEL 52-3137	FAX 52-4511

地域活性化は 事業者の力で !!

令和5年度事業実施方針

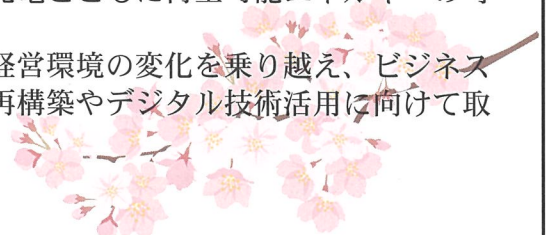


写真提供：横堀地域づくり協議会 酒樹様

長きにわたるコロナ禍を乗り越え、管内でもお祭りやイベントが再開されるなど、観光客の賑やかな声とともに、迎え入れる体制づくりに活気が戻りつつあります。

また、地熱発電事業の先行地域である湯沢市は、洋上風力発電とともに再生可能エネルギーの可能性が大いに期待されております。

成長プラン2年目にあたり、商工会は県連合会とともに、経営環境の変化を乗り越え、ビジネスチャンス拡大に向け挑戦する事業者の皆さんとともに、事業再構築やデジタル技術活用に向けて取り組んでまいります。



各種補助金情報

国 小規模事業者持続化補助金

■ 小規模事業者が経営計画を作成した上で行う販路開拓や、生産性向上の取組を支援するものです。

類型	補助上限額	補助率	対象経費	申請期限
通常枠	50万円	2/3	機械装置費、広報費、ウェブ サイト関連費（但し補助金交 付申請額の1/4まで）、展示会 等出展費、旅費、開発費、外 注費等	第12回： 6/1
賃金引上げ枠	200万円	2/3 (赤字事業者は3/4)		
後継者支援枠				
卒業枠				
創業枠	100万円	2/3		
インボイス枠				

国 事業再構築補助金

■ ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために、新市場進出、事業・業種転換、事業再編等思い切った事業再構築の取組を支援するものです。

- ① 事業計画について認定経営革新等支援機関や金融機関の確認を受けること
- ② 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3～5%以上増加、又は従業員一人当たりの付加価値額の年率平均3～5%以上の増加の達成

類型	補助上限額	補助率	対象経費	申請期限
成長枠	7,000万円	中小企業：1/2 中堅企業：1/3	建物費、機械装置・シ ステム構築費、技術導 入費、外注費、広告宣 伝・販売促進費等	第10回： 6/30
グリーン枠	8,000万円			
卒業促進枠	8,000万円			
大規模賃金 引上促進枠	3,000万円			
産業構造 転換枠	7,000万円	中小企業：2/3 中堅企業：1/2		
最低賃金枠	1,500万円	中小企業：2/3 中堅企業：1/2		
物価高騰対策・ 回復再生応援枠	3,000万円	中小企業：2/3 中堅企業：1/2		

※1 共通の必須要件の他、類型ごとに追加要件があります。 ※2 事業規模、従業員数によって上限額が異なります。

国 IT導入補助金

■ 中小・小規模事業者のIT活用による生産性向上の取組を支援するものです。

類型	補助上限額	補助率	賃上目標	対象経費	申請期限
通常枠 (A類型)	5～150万円 未満	1/2	任意	ソフトウェア購入費、 クラウド利用料（最大 2年分）、導入関連費	第2次： 6/2
通常枠 (B類型)	150～450万円 以下	1/2	必須		
類型	補助上限額	補助率	対象経費	申請期限	
デジタル化基盤 導入枠	350万円	3/4～2/3	ソフトウェア（会計・受発注・ EC・決済ソフト）購入費、ク ラウド利用料（最大2年分）、 導入関連費	第2次： 6/2	
ハードウェア購入費 [※]	PC、タブレット等・・・補助率1/2、補助上限額10万円 レジ、発券機等・・・補助率1/2、補助上限額20万円				

※デジタル基盤導入とセットで実施するハードウェアの購入が対象

この他にも事業目的に応じて県・市の補助金が活用できる場合があります。申請書類の作成には時間を要しますので、申請を希望される方はお早目に（遅くとも申請期限の2週間前まで）ご相談ください。

皆瀬支所出張相談窓口 を開設しております!

- 開設日：毎週火・金曜日
- 開設時間：9:00～16:00
- 開設場所：旧皆瀬支所事務所
- 連絡先：080-8600-2119

令和5年3月31日をもって、皆瀬支所を閉所し、稲川本所に統合しました。4月以降は上記日程で出張相談窓口を開設しております。ご不便をおかけすることがないように鋭意努めて参りますので、ご理解の程よろしくお願ひします。

※事情により開設日が変更となる場合があります。最新の情報は商工会HPにてご確認ください。

雇用保険料率に変更されました

令和5年4月1日から雇用保険料率が事業主負担分、労働者負担分とも以下の通り変更になっています。

令和5年度の雇用保険料率

(赤文字は変更部分)

事業者の種類	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	①+②		雇用保険料率
			失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保健料率	
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



労働保険の仕組みや手続きがよく分からない…という方は商工会で事務委託を行っていますので、お気軽にお問い合わせください。

令和4年度 第4半期景況調査の実施結果について

商工会では管内50事業所のご協力を頂きながら景況調査を実施しています。

- 「売上高」は建設業以外の業種では改善しています。建設業の不振は主に季節要因によるものと思われます。
- 「採算」はサービス業では改善、その他の業種で悪化しました。仕入単価やコスト高が価格に転嫁できていない結果と思われます。
- 「資金繰り」は建設業以外でマイナス基調にありますが、小売業では改善傾向にあります。
- 「業況」は、全業種がマイナス基調にありながらも、建設業以外で改善しました。

総じて一部回復した項目があるものの、長引く物価高や消費者の節約志向の影響により来期の見通しに不安が残る結果となりました。

DI	7-9月期	10-12月期	1-3月期	前期比
売上	0	▲18	▲8	+10
採算	▲32.6	▲29	▲13	+16
資金繰り	▲17.3	▲15	▲36	▲21
業況	▲34.8	▲25	▲23	+2

業種ごとの詳細結果は商工会ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

新規加入者紹介 (R4/12/1~R5/4/10)

No.	事業所名	代表者名	業種	地区	No.	事業所名	代表者名	業種	地区
1	(同) 藤倉屋	高橋 昇	農産物販売業	皆瀬	5	(同) 由利建築	由利 茂広	建築業	雄勝/秋ノ宮
2	(株) 天治堂	高橋 秀雄	仏壇墓石販売	稲川/野村	6	小草生堂	新山 拓生	乾麺製造業	稲川/稲庭
3	兼子正則商店	兼子 純平	肥料販売	雄勝/秋ノ宮	7	セゾンマルシェ	佐藤 歩	理・美容業	稲川/大館
4	(株) 湯沢グランドシステム	齊藤 文和	宿泊業	その他					



商工貯蓄共済にご加入の皆様へ

商工貯蓄共済は積立金の範囲内で一部払出すことが可能です。下記の期日でお取り扱い致します。

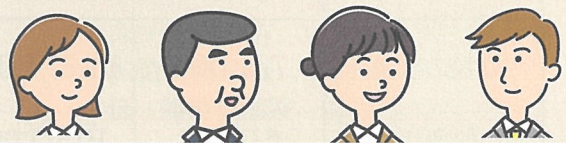
令和5年5月～6月までの 「一部払出」日程

		一部払出書締切日	送金日
5月	1回目	5月 12日(金)	5月 19日(金)
	2回目	5月 19日(金)	5月 26日(金)
6月	1回目	6月 2日(金)	6月 9日(金)
	2回目	6月 16日(金)	6月 23日(金)

生命保障と貯蓄の「商工貯蓄共済」
ケガと病気を補償「会員福祉共済」
にご加入ください

会員加入運動 推進中!

ご近隣や同業者に商工会未加入の事業者様またはこれから事業を始める方がおりましたらぜひご紹介ください。



地域密着!!

がんばる秋田の企業を応援します。

地震に備える3つの共済

- ・休業対応応援共済
- ・地震危険補償共済
- ・地震危険補償特約

<火災共済契約に付帯する特約>

お申込みは

※詳しくは、当組合または商工会へお問い合わせ下さい。

ゆざわ小町商工会へ 秋田県火災共済協同組合



働き方改革の何から手を付けていいかわからない

人手不足を解消したい

雇用関係の助成金を活用したい

など

働き方改革に関するご相談に、社会保険労務士が無料で対応します!

秋田働き方改革推進支援センターにご連絡ください

フリーダイヤル 0120-695-783 (または018-863-5335:有料)

〒010-0921 秋田市大町3-2-44 大町ビル3F

support@hatarakikata.akita.jp

秋田働き方改革 検索

電話・メール・来所でのご相談をお待ちしております。平日9時～17時



資金繰り
経営相談
創業相談 など
経営に関する『お悩み』
ご相談ください!

『頑張る中小企業を
応援します!』

秋田県信用保証協会

<横手・湯沢支所>

〒013-0046 横手市神明町2番27号

TEL: 0182-32-2361

URL: https://www.cgc-akita.or.jp